

## 総務文教常任委員会

平成24年6月20日(水)

### ◎ 開 議 の 宣 告 (午前10時00分)

○委員長(国本一夫) ただいまから総務文教常任委員会の会議を開きます。

小泉委員、大光委員、欠席の旨の連絡がありました。また、犬塚委員から遅刻する旨の連絡がありましたので、出席委員数は5名であります。

本日の所管事務調査は、その他市政一般に関することのうち、包括外部監査制度導入に向けての考え方についての以上1件であります。

それでは、包括外部監査制度導入に向けての考え方についてを議題にいたします。

この件につきまして説明を求めます。

○総務課長(椎名保彦) 包括外部監査制度導入に向けての考え方につきましてご説明いたします。

これにつきましては、本年3月に職員研修の包括外部監査制度に係る研究報告書を配付させていただきましたが、包括外部監査を既に導入しております先進地の香川県善通寺市と丸亀市の状況等を報告させていただきました。包括外部監査の概要や監査のテーマ、導入による一般的なメリットや効果の実態などを報告させていただきましたが、その中で意見として上げているのは大きく3点ございました。1つは、包括外部監査制度は取り組むべき価値のある制度であると、2として、包括外部監査は当面の間時限的な導入が望ましい、3としては、外部監査人の資質とチームワークが重要であるということで、この3点を結論づけたわけでございます。制度導入に向けましては正直課題点もあろうと存じますが、この研修会で培った考え方に基づきまして包括外部監査を早期に実施し、本市の行政改革の一助にしたいというのが基本的な考え方でございます。

それでは、資料に基づきまして包括外部監査制度につきましてご説明してまいります。まず、1の制度創設の趣旨でございます。外部監査制度は、外部の専門的な知識のある者と監査契約をすることにより、地方自治体の監査機能の専門性や独立性を強化し、また監査機能に対する住民の信頼を高めることを趣旨として、平成10年10月1日から地方自治法において創設された制度でございます。

次に、2として外部監査の目的でございます。外部監査の導入目的は、地方自治法第2条の第14項と第15項にありますように、住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を上げることと組織及び運営の合理化に努めるとともに、規模の適正化を図る2点でございます。

次に、3として監査人の資格でございます。資料の上のほうの弁護士、公認会計士、税理士、そして国や地方職員で監査等の事務経験10年以上の経験者のいずれかになります。選任につきましては議会の同意が必要となり、監査契約を締結することになります。また、監査委員と協議の上、氏名を告示することによりまして補助員をつけることができます。

次に、4として外部監査の種類でございます。外部監査は、包括外部監査と個別外部監査の2つがございます。都道府県と政令指定都市、中核市は実施が義務づけられておりますが、その他の市

町村につきましては条例化しなければ外部監査ができないようになっております。現在伊達市では包括外部監査を実施する考えでございまして、平成25年度と26年度の2カ年の期間限定で予定、計画しております。

それでは、この包括外部監査につきましてご説明いたします。2ページをお開きください。外部監査の目的を達成するために、毎会計年度1回以上外部監査人が必要と認める財務やその他事業を特定して監査するものでございます。財務に関する事務の執行と経営に係る事業の管理の2項目が監査対象となっております。ご案内のように、この監査は監査委員の財務監査と財政援助団体等監査と重なりますが、監査の視点は異なるようになっております。この監査の結果は、市長や議会及び監査委員に報告されまして、内容につきましては監査委員が公表することになっております。また、この包括外部監査契約は毎会計年度速やかに締結いたしまして、連続して4回以上は同一監査人と契約できないように法規制されております。

次に、参考として個別外部監査についてもご説明申し上げます。この監査につきましては伊達市は実施する予定でございませんが、事務監査請求、それから議会の請求する監査、長が要求する監査及び住民監査請求について監査委員にかわって個別監査人が監査できるものでございます。これも包括外部監査と同様に条例化が必要でございまして、そして、議会及び監査委員に報告いたしまして、監査委員が公表するというようになっております。

次に、5として外部監査人監査と監査委員監査の違いについてご説明申し上げます。外部監査は、定期的な監査や行政監査を除きまして監査委員による監査と役割分担を図っておりますが、一部は並行して実施されることとなります。しかし、外部監査には導入目的のとおり効率の向上や経費の最小化、組織運営の適正化を達成するため、内部マネジメントシステム、あらゆる側面から考察した効率的な事業運営、競争力の維持、事業のリスク管理の取り組みについて検討や評価を行い、建設的な提言を行う新たな役割が生まれてまいります。監査委員監査とは重複を避け、地方公共団体の組織に属さない独立性や専門性を生かして効率的、効果的な監査が期待されます。なお、外部監査人と監査委員は相互に連携を図ってまいりまして、監査の実施に支障を来さないように配慮することが法によって規定をされております。

外部監査人監査と監査委員監査の相違といいますか、役割分担を明確にあらわす図は次ページの3ページに載せさせていただいております。

次に、全国の包括外部監査の導入状況でございます。ちょっと資料が古くなりますが、平成21年度現在、全国で66市実施しております。そのうち条例制定市は7市でございます。なお、先ほど報告いたしました丸亀市は、現在包括外部監査をやめまして、個別外部監査を行っております。

最後に、導入に向けての今後の日程でございます。議員各位にもこの包括外部監査制度の中身を知っていただくために、専門家の講演も必要と思っております。この分野の権威であります石井北海道大学大学院教授の勉強会をことしの秋の初めごろに開催する予定にしております。そして、第4回定例会には条例及び関連予算を上程いたしまして、来年の第1回定例会で包括外部監査人選定の案件を上程してまいりたいと思っております。

以上、説明を終わります。

○委員長（国本一夫） ただいま説明のありましたこの件につきまして質疑を願います。

○委員（上村 要） 初めて聞きますので何点かお聞きしたいと思うのですが、今説明を受けたわけでありますけれども、現在ある監査機能と内容的には重複しないような監査をしていただくというような目的でやるということですが、政令都市以外については条例で定めてやることができるということで、こちらの部分でやるのだと思うのですが、現在やっているところがそれぞれあるようですけれども、そういうところも視察された結果、本市としてもやるべきだという、そういう結論だと思うのですが、この中で包括外部監査の中で財務に関する事務の執行というのはある面では重複どうなのかなというような気がするのですが、そのほかに経営に係る事業の管理というのがあるのですが、これらの内容についてももう少し具体的にどういう監査を目的にしているのか説明をいただきたいと思います。

それから、監査する監査人ですが、弁護士あるいは公認会計士、税理士という、こういう方が対象になっているようなのでありますけれども、これらは本市として仮に来年度に向けてこれやっっていくのだということで、そうした場合にこういう監査をする人というのはそこらじゅうにいるわけではないと思うのですが、そうするとこの部分について今現在やっているところはどこにこういう監査委託をしているのか、その辺もしわかれればお聞かせいただきたいと思います。

○総務部長（篠原弘明） お答えいたします。

今回包括外部監査ということで、制度的には今課長のほうからお話ししました。私のほうから今のご質問にお答えする形で、もうちょっと補足で説明をさせていただきます。導入したいというポイントのねらいを改めてちょっとご説明させていただきたいと思います。

まず、今最初に1点目お話ありました内部監査との相違点、本当に厳密にいきますと財務事務というところではかぶる部分もやはりあります、現実の問題として。ただ、今の内部監査はどちらかというと法令等の条例、規則、それからあらゆる決まり事等のチェックというのが非常に大きな要素になります。ですから一番大きな仕事としましては例月出納検査であったり決算審査であったり、昨今はいろいろな財務事務関係もやっておりますけれども、法規に照らした審査がどちらかというと多いのかなというのが現状でございます。それで、この制度ができてからはそういう視点とは別に外部の、しかも専門性を持った方の視点で監査をやっていくというような考え方で制度が設けられたわけですが、監査人の内容ですけれども、弁護士、公認会計士、税理士というふうに言われています。ただ、全国的な事例を見ると、ほとんどが公認会計士がやはり多いというふうな実態としてはなっています。それで、実は公認会計士だけでは、行政の広い分野を把握するのはやはりこれは無理だと思います。視察にも行ったのですけれども、補助員、いわゆる補助者というのを選定できます。その中で、弁護士だとか、それから大学の先生だとか、そういう方を交えて、三位一体というか、4人、5人、グループになって物事を監査を行っていくというような現状でございます。それで、この人選は非常に、これは一番最後になろうと思っておりますけれども、非常に大きなウエートを占めます。ですから、今既に実施しているような方、要するに既に経験をされた方、本市の場合ある程度限定でやっていきたいと。いつまでもずっと続くものではなくて、ある程度、今の内部の行政評価というのは十分にいたしておりますけれども、外部の専門家の目でということが今

は非常に欠如した部分がございますので、これをある程度の期間限定の中でつぶさにやっていきたいというふうに考えているのが今回のねらいの一つでございます。それで、包括外部監査につきましては、監査人に選ばれた方がテーマを見つけることが非常に重要でございます。それで、今ちょっとお話もありましたけれども、テーマとしては例えば視察に行ってきた丸亀市の現状では、将来に向けた財政負担、これは人件費、それから教育関係の事業、これらから推察すると、それから市の公の施設、特に市営住宅中心にどのようになっているかと、効率的に行われているのかというようなある種広いテーマを持って根本的に検討するというような現状でございます。全国の例を見ましても大体同じようなことです。あとこのほかに入札制度であったり、指定管理者制度であったり、生活保護に言及したりという、根本に立ち返ったような提言をしていくというような事例が多く見られます。

それで、本市におきましては、特に議会での課題、要するに質疑、これらもすべて監査人は調べて、今の伊達市において何が問題かというものを総合的に勘案してテーマを見つけると、このテーマはあくまで監査人が見つけるということでございます。ですから、伊達市の今日的な課題をすべて把握した上で、課題点を見つけて検討されるというような考え方でございます。

それと、済みません、詳しく説明してしまいます。予算措置の関係を先に説明したいのですけれども、これについては今特別交付税で、かかった経費、おおむね1年間、私たちの試算では700万程度というふうに考えていますけれども、これに見合う分は全部交付税措置されると、現時点においてはされますので、役所の中としては私たち職員としては非常に危機感がある部分なのです。今までなかった外部からの専門性を持った指摘がむしろ役所の内部に行われるものでございますから、職員の意識改革、それからそれに伴う人材育成、そっちに主につなげていく目的もでございます。2年間ということですから、ある種試み的な要素もございますけれども、とにかく現在の伊達市の課題を一回あぶり出していただいて、その中の提言を踏まえて今後のまちづくりに生かしたいと、このように考えて今回大きなねらいとして導入したいということで考えてございます。

ちょっと長くなりまして済みません。

以上でございます。

○委員（上村 要） 今詳しく説明いただきましたので、大體概略と申しますか、内容的にはわかったのですが、この予算措置も交付税のほうでほとんど対応していただくということのようですが、そうなるとうちの、外部の意見を聞いてみるということはどこの市町村でも手を挙げれば予算措置されるのかどうか、北海道としてはまだ余りないようではございますけれども、それではこういういいものがあつたとすれば、なぜほかの市町村がまだ手挙げていなかったのか、伊達が早かったのか、その辺のいきさつというのはどうということ。

○総務部長（篠原弘明） お答えいたします。

実はそこは私たちも余りこの制度自体が活用されていないなという気持ちがあつたのですけれども、今回の場合丸亀市ですけれども、かかわっていらつしたのが石井教授という北海道大学の大学院の教授、そこを通して、この方が伊達市に何回か来られたときに情報を得ながら初めて知つたということで、全国の市のほとんどが余り実態はとらえていないと思います。根本的に政令指定

都市、それから都道府県、中核市、これは実は義務づけがあるものですから、これはいや応なしにやると。ただ、それ以外の市はあくまで条例で制定してできるのだというような程度の自治法の縛りでございますので、これをいち早く取り組んだ四国の丸亀とか普通寺市、このあたりは非常に先見の明があるというか、意欲を持って取り組んだということで、全国的にも余り認知されていないというか、さほど進んでいないというのが事例かと思えます。ただ、今財源で申しましたら、これは交付税の特別交付税という部分でございます。12月に来る部分で、これもやったところ、手を挙げたところは措置されるということでございまして、一定程度財源的な後押しもあるものですから、全国的には余り例はないのですけれども、試みとしてぜひ取り組んでみたいと、このような趣旨でございます。

以上でございます。

○委員（上村 要） これ実際に実施するとなれば、当然現地、こちらに入って調査されるのだと思うのです。そして、現状把握して、それを持ち帰った中でいろいろと新たな提言といいますか、報告書をまとめて提出されると思うのですが、これは年間こちらのほうに来て云々という、その日数的なものというのは丸亀市なり普通寺市ですか、そういうところでやっている状況でいくとどのぐらいの日数がかかって、どのぐらいの人数で最終的にはまとめておられるのか、わかれば教えてくださいたいと思う。

○総務部長（篠原弘明） 現在私たちが試算している数字としてはおおむね30日程度は、何回も通うことになると思うのです。最初とにかく問題点の把握、それからテーマの設定、具体的に入りましたら今度役所の中に来て担当課からいろんなことの情報すべてもらう。それと、今度分析したら当然議会への報告も監査委員が行うということです。ですから、何回かに分けて来ますけれども、滞在としてはおおむね予算上は30日ぐらいを想定したいのと、このように考えてございます。

○委員（山田 勇） 大体わかりました。それで、包括外部監査、これを2年間存続させていこうというお考えはわかりました。それで、今交付税措置で700万円、これは年間700万円。それで、その中に職員の配置というのが大切だと思います。これはここにあります監査の事務を頼む者に補助できると書いております。これと連動できるものか、要するに職員の配置です。職員がどのぐらいの配置をされ、また時間数はどのぐらいの時間数で、先ほど30日と言っておりましたけれども、その時間的な問題ちょっとお聞きします。

○総務部長（篠原弘明） お答えいたします。

これは、常駐の職員はつきません。あくまで監査人がグループを組んで、弁護士なり、それから公認会計士なりスタッフを組んで、市役所に入ってテーマに沿ったところからすべて事情を聞くと。ですから、該当になった担当課はとにかくすべてのデータ、書類をお渡しすると、こういう関係になります。ですから、今内部監査であるような、そういう事務局的なお手伝いというのは必ずしも、実際に窓口はどこかあるかもしれませんが、制度上では今想定はしてございません。あくまで監査委員が聴取をする、データを集めるという形で進むものだというのでご理解いただきたいと思えます。

○委員（山田 勇） 他の企業体に入りまして、これ民間でございまして、他の企業体に入りま

して、ぱっと書類を集中、要するに集めるということもなかなか難しいと思うのです。これは、監査委員と一体となって、監査委員がちょっとという感じで行くのか、でもやっぱり職員の派遣なくして情報の収集は難しいと思うのですけれども、それは総務部のほうでどのような、多分総務部長あたり、課長あたりがぼんぼんやると思いますけれども、職員の派遣はないということか、それもう一回お願いします。

○総務部長（篠原弘明） 事実上の窓口は総務なり、どこかが窓口として対応せざるを得ないと思います。ただ、常駐的な職員を配置するというようなことまでは考えてございません。

以上でございます。

○委員（山田 勇） わかりました。それで、これ2年間終わりました、これは人材育成、職員の人材育成とか職員の啓発、啓蒙という感覚がこういうものを奮い立たせていく一つのものだと思いますけれども、その中で2年間、これ終わりましたら個別外部監査のほうに入っていこうという準備なのか、その辺はここで終わるのだろうかという感じで。

○総務部長（篠原弘明） 包括外部監査制度と個別外部監査制度を全く分けております。ですから、私たち考えているのは包括外分監査をあくまで試みでやってみたいという思いでございます、2年間ずっと、必要とあれば、まだテーマが足りないというようなことであれば続く可能性は十分あります。ただ、今試みとしましては、初めてのことでございますので、2年程度でまず実績を見ていきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○委員（山田 勇） わかりました。ある程度手探りの中で入っていこう。それで、最終的な最後のページでございますが、今後の予定とあります。石井教授の勉強会とか、これは職員の派遣という方向でいくのか、それとも委員決まってから、包括外部監査人が決まってから、その外部監査人がそちらのほうで勉強会に進んでいくという考えなのでしょうか。

○総務部長（篠原弘明） あくまでこれは一番知識を持っていらっしゃる石井教授をまずお呼びして、どういうものかという勉強会をさらに深めるために実施したいと、このように考えております。

○委員（館市弘太） 多少これに関する知識というか、初めてのこともよりなるほどなと思うことがたくさんあったのですが、地方でもいろいろな金融機関を初めいろんなところで外部の人の導入をして、そして外からその組織あるいは運営その他を見ていくと、これはもう大分前から取り入れられたことを参考にしますと、行政でもこういう時代になったのだなとつくづく思いますし、これは議員もさることながら、やっぱり職員の行政を執行する側に対しまして相当な影響力を持つものでないかなと、こんなふうにして聞いておりました。それで、この具体的なことにつきましては後日のいろんな研修等によって明らかになると思いますけれども、状況をより正確に掌握するということになる担当する部署の方々の意見を聞くとか、あるいは資料を監査するというようなこともありますけれども、実際のところそれよりもっと高いところをねらうとするならば、各委員会あるいは議会の実態を掌握する討論の場、そんなところを通しながらも掌握する必要も出てくるだろうと、そう考えるのですが、そういうことも可能なのでしょうか。

○総務部長（篠原弘明） 一等最初申し上げました。テーマを選ぶとき、議会での質疑のやりとり、答弁のやりとり、これらはすべて把握するようです、ほかの事例を見ますと。ですから、今とにかく伊達市として議会も含めて問題としていることも視野に入れながら進めていくということになってございます。あと、先ほどちょっと省略してしまいましたが、役所の私たち職員が実はこれに取り組むことで一番戦々恐々としております。今までの視察に行った話を聞きますと、職員の資産管理、時間コスト、これらが役所は一番欠如しているというような指摘もあったようです。ですから、職員が本当にある種おびえると言ったら失礼ですけども、身の引き締まるような指摘が随分あるということも聞いてございます。そんな厳しいものかもしれませんが、まずはちょっとやってみたいなというところで今考えております。

以上でございます。

○委員長（国本一夫） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、質疑を終わります。

以上で所管事務調査は終わりました。

お諮りいたします。調査結果報告書の案文については委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） 異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

以上で総務文教常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

◎ 閉 会 の 宣 告 （午前10時32分）